

令和5年

第1回市議会定例会 意見書案第3号

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を求める意見書  
上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出  
します。

令和5年3月6日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	島昌之
同	同	日角邦夫
同	同	見付宗弥

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を 求める意見書

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が本年10月に予定されています。インボイス制度には、中小・零細事業者やフリーランスなど、500万者以上とされる免税事業者が、取引から排除されたり廃業を迫られたりしかねないといった深刻な問題が存在しています。

政府・与党の令和5年度税制改正大綱では、免税事業者がインボイス発行事業者になる場合、消費税の納税額を売上税額の2割に抑えること等が盛り込まれましたが、これらはあくまで経過措置であり根本的な解決にはなっていません。

政府は、複数税率下で適正な課税を行うためにはインボイス制度が必要だと主張していますが、税理士など実務に関わる専門家の多くが現行の「区分記載請求書等保存方式」でも適正な課税が可能であるとの見解を示しており、そもそも導入の根拠も薄弱です。

このままインボイス制度の導入を進めることは、長期化するコロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた事業者をさらに困難な状況に追い込み、ひいては様々な業界や日本経済に悪影響を及ぼすことになりかねません。

よって、政府並びに国会は、インボイス制度（適格請求書等保存方式）については廃止し、または少なくとも導入を延期することとし、これにより生じる2023年度以降の地方消費税収の減少に伴う地方公共団体の減収については、補填を実施するために必要な措置を早急に講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年3月 日

函館市議会議長 浜野幸子